

ふじみ野市将来構想後期基本計画策定業務における
公募型プロポーザル実施要領

令和4年4月

ふじみ野市

— 目 次 —

1	業務の目的	
2	業務内容	
	(1) 業務名	2
	(2) 業務内容	
	(3) 履行期間	
	(4) 提案限度額	
3	プロポーザル手続に関する事項	
	(1) 参加資格	3
	(2) 業者選定スケジュール	
	(3) 実施要領等の公表・配布	4
	(4) 実施要領等に関する質問の受付	
	(5) 参加資格の確認（参加表明書の提出）	5
	(6) 参加資格の喪失	
	(7) 企画提案書の提出	6
	(8) 企画提案参加に際しての留意事項	7
4	受託候補者の選定方法に関する事項	
	(1) 選定委員会	8
	(2) 審査項目及び評価内容	
	(3) 審査方法	9
	(4) 受託候補者の選定	
	(5) 選定結果の通知	
5	契約の締結	
6	情報公開	
	(1) 選定結果の公表	
	(2) 情報公開	
7	問い合わせ先及び各種書類の提出先	10

1 業務の目的

ふじみ野市は、平成30年度から12年間を計画期間とする「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」（以下「将来構想」という。）を策定し、まちの将来像に「人がつながる 豊かで住み続けたいまち ふじみ野」を掲げ、総合的かつ計画的なまちづくりを実施してきた。

将来構想の前期基本計画の期間が令和5年度で終了することから、基本構想に基づき本市の魅力や特徴を存分に発揮し、様々な課題を乗り越え、本市が将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するため、新たな時代に対応した行政経営の指針となる後期基本計画（令和6年度～令和12年度）を策定する。

この計画の策定に当たり、広範囲にわたる基礎データの収集、市民意向や市の現状と課題などの把握、更には、それらを客観的かつ専門的に分析し、計画に反映させていく必要があるため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を広く募集し、一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施する。

2 業務内容

(1) 業務名

ふじみ野市将来構想後期基本計画策定業務

(2) 業務内容

「ふじみ野市将来構想後期基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

(4) 提案限度額

令和4年度から令和5年度予算の合計額9,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和4年度予算 6,000千円（税込）

令和5年度予算 3,500千円（税込）（予定）

3 プロポーザル手続に関する事項

(1) 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行する能力を有し、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

イ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者

ウ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

オ ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号）第3条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）又は登録業者と同等の要件を満たしていると認められる者※

※（5）参照

(2) 業者選定スケジュール

No.	内容	期日
1	実施要領等の公表・配布	4月26日（火）
2	参加表明書の提出	4月26日（火）～5月2日（月）
3	質問書の受付	4月26日（火）～5月9日（月）
4	質問書の回答	5月11日（水）（随時回答・メール及びHP更新）
5	参加資格審査の結果通知	5月6日（金）
6	企画提案書等の提出	5月13日（金）
7	選定委員会（ヒアリング審査）	5月19日（木）
8	選定結果通知	5月23日（月）
9	契約締結	5月27日（金） 予定

(3) 実施要領等の公表・配布

ア 配布期間 令和4年4月26日(火)～令和4年5月6日(金)

イ 配布方法 ふじみ野市ホームページからダウンロード

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/jigyoshanohe/nyusatsukanrenjoho/kobogataproposaljoho/index.html>

(TOP > 事業者の方へ > 入札関連情報 > 公募型プロポーザル情報)

(4) 実施要領等に関する質問の受付

ア 参加資格及び参加表明書の提出に関する質問

(ア) 受付期間

令和4年4月26日(火)～令和4年5月2日(月)午後5時15分まで

(イ) 質問方法及び回答方法

電話で受け付け、随時回答する。

イ 企画提案書の提出等に関する質問(アに係る事項を除く)

(ア) 受付期間

令和4年4月26日(火)～令和4年5月9日(月)午後5時15分まで

(イ) 質問票提出方法

質問票【様式1】に必要事項を記載し、電子メールで提出すること。件名は、「ふじみ野市将来構想後期基本計画策定業務に関する質問」とすること。

E-mail: seisaku@city.fujimino.saitama.jp

(ウ) 回答方法

質問に対する回答は、参加表明書の提出があったすべての者に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知するとともに、市ホームページで公表する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(エ) 回答日

令和4年5月11日(水)まで

(5) 参加資格の確認（参加表明書の提出）

ア 提出書類

登録業者については、次の資料番号5～8の書類を省略できるものとする。

資料番号	様式	提出書類名
1	2	プロポーザル参加表明書
2	3	事業者概要書
3	4	業務実績書
4	5	業務実施体制
5	6-1	会社更生法疎明書面（自認書）
	6-2	民事再生法疎明書面（自認書）
6	—	履歴事項全部証明書 ※発行から3か月以内のもの、写し可
7	—	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）※発行から3か月以内のもの、写し可
8	—	財務諸表（貸借対照表及び損益計算書） ※直近2期分

イ 提出期限

令和4年5月2日（月）午後5時15分まで（必着）

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

直接提出又は郵送（簡易書留）とする。直接提出の場合は、午前8時30分～午後5時15分（ただし土日・祝日を除く）。

オ 参加資格の確認・通知

提出されたアの書類により参加資格を確認し、その結果を参加表明書に記載された連絡先に電子メールで連絡した上で郵送する。

なお、参加者資格を有する者が5事業者以上の場合は、事前に審査項目「企業評価（業務経験）」の審査を実施し、上位4事業者を選定し、企画提案書の提出を要請する。

通知日 令和4年5月6日（金）

(6) 参加資格の喪失

プロポーザル参加者は、参加資格確認後に3(1)の各号に掲げる参加資格の条件を満たさなくなった場合、参加資格を失うものとする。

(7) 企画提案書の提出

ア 企画提案を求める事項

「ふじみ野市将来構想後期基本計画策定方針」及び「ふじみ野市将来構想後期基本計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の趣旨に沿った業務内容を達成するための提案をすること。

(ア) 本業務の実施方針及びフロー

(イ) 業務工程表

(ウ) 本業務全体についての企画

(エ) 本業務に係る個別の企画

仕様書の各項目に対する考え方や取組方針等を記載すること。

(オ) その他独自の提案事項

イ 提出書類

書類番号	様式	提出書類名	提出上の注意
1	7	プロポーザル提案書等提出届	—
2	任意	企画提案書	A4版とし、A3版の折り込みは不可とする。なお、表紙を除き20枚以内で作成し、ページ番号及びインデックスを付すこと。
3	任意	参考見積書	業務内容別積算内訳書を添付すること。

ウ 提出期限

令和4年5月13日（金）午後5時15分まで（必着）

エ 提出部数

正本は「イ 提出書類」書類番号1～3で一式とし、1部を提出すること。

副本は書類番号2の企画提案書のみで一式とし、12部提出すること。

オ 提出方法

直接提出又は郵送（簡易書留）とする。直接提出の場合は、午前8時30分～午後5時15分（ただし土日・祝日を除く）。

(8) 企画提案参加に際しての留意事項

ア 失格事項

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (イ) 実施要領に違反した場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (オ) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

イ 留意事項

(ア) 複数提案の禁止

企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

(イ) 提出書類の変更の禁止

提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、4(1)の選定委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。

(ウ) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、受託者として選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(エ) 費用負担等

本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

ウ 辞退の取扱い

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届【様式8】を提出すること。

エ その他

プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

4 受託候補者の選定方法に関する事項

(1) 選定委員会

受託候補者の選定審査は、「ふじみ野市最上位計画策定業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行うこととし、企画提案書による書類審査及びプレゼンテーションによるヒアリング審査を実施する。

ア 日時 令和4年5月19日（木）（時間の詳細は、参加者ごとに別途通知する。）

イ 場所 ふじみ野市役所（場所の詳細は、参加者ごとに別途通知する。）

ウ 実施時間

1 事業者につき、45分以内とする。

入室及び機材の準備	5分以内
プレゼンテーション	20分以内
質疑応答	20分以内

エ 出席者

1 事業者につき、3名までとする。現場責任者となる予定の者は、必ず出席すること。なお、出席できない場合は事前に市と協議すること。

オ 留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションを行うことは許可する。

パソコンは参加者が用意することとし、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

(2) 審査項目及び評価内容

審査項目	配点	最低基準点
A 企業評価（業務経験）	30	18
B 提案内容評価	70	42
合計	100	60

詳細は「ふじみ野市将来構想後期基本計画策定業務評価基準書」のとおり。委員による全ての項目の評価点を合計した上で、総得点の平均点を事業者の得点とする。

(3) 審査方法

「ふじみ野市将来構想後期基本計画策定業務評価基準書」に基づき、審査を行う。ただし、参考見積書の提示金額が2(4)で示す提案限度額を超えている場合は、当該企画提案書は審査から除外する。

(4) 受託候補者の選定

選定委員会の審査の結果、評価点の合計点の平均点が最も高い者を受託候補者とする。

なお、プロポーザル参加者が1事業者になった場合でも審査は行い、評価点が最低基準点以上であれば候補者として決定する。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで連絡した上で郵送する。

通知日 令和4年5月23日(月)

5 契約の締結

受託候補者と提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、受託候補者と協議が整わない場合にあっては、次に評価点の合計が高い者から順に協議を行う。

6 情報公開

(1) 選定結果の公表

受託者決定後、市は受託者として選定された者及び審査結果を市ホームページで公表する。

(2) 情報公開

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、ふじみ野市情報公開条例(平成17年ふじみ野市条例第8号)の規定に基づき、提出書類を開示する場合がある。

7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

ふじみ野市総合政策部経営戦略室

〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

電話：049-262-9000（直通） F A X：049-266-6245

E-mail：seisaku@city.fujimino.saitama.jp